

〔 令和 7 年 3 月 3 1 日 〕
〔 大洲市要綱第 3 1 号 〕

大洲市畜産飼料価格高騰対策支援給付金支給要綱の制定について
大洲市畜産飼料価格高騰対策支援給付金支給要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

大洲市長 二 宮 隆 久

大洲市畜産飼料価格高騰対策支援給付金支給要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、畜産配合飼料価格の高止まりの長期化により経営に大きな影響を受けた畜産経営者（以下「経営者」という。）の経営継続を支援するために、経営者が加入する配合飼料価格安定制度の積立金に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で大洲市畜産飼料価格高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第 2 条 給付金の対象とする経営者は、経営継続の意欲を持ち、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 配合飼料価格安定制度加入者であること。
- (2) 大洲市内に家畜の飼養施設を有する個人又は法人であること。
- (3) 大洲市に対し、市税（国民健康保険税を含む。）の滞納がないこと。

（給付対象経費）

第 3 条 給付対象経費は、令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの配合飼料価格安定制度の加入者積立金とし、これに対する給付金は契約数量 1 トンあたり 8 0 0 円以内とする。

（給付金の支給申請）

第 4 条 経営者は、給付金の支給を受けようとするときは、大洲市畜産飼料価格高騰対策支援給付金支給申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

（給付金の支給決定）

第 5 条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して給付金の支給を決定し、大洲市畜産飼料価格高騰対策支援給付金支給決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

2 申請書の内容を審査し、不適当と認めた時は、大洲市畜産飼料価格高騰対策支援給付

金不支給決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

（給付金の支給）

第 6 条 市長は、前条の規定により給付金の支給を決定した申請者（以下「支給決定者」という。）に対し、給付金を支給するものとする。

（検査等）

第 7 条 市長は、支給の適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、支給決定者に対して報告をさせ、又は職員に帳簿書類等を検査させることができる。

（決定の取消し及び返還）

第 8 条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、給付金の支給決定を取り消し、大洲市畜産飼料価格高騰対策支援給付金支給決定取消通知書（様式第 4 号）により支給決定者に通知するものとする。この場合において、既に給付金が支給されているときは、大洲市畜産飼料価格高騰対策支援給付金返還請求書（様式第 5 号）により、市長はその返還を命ずることができるものとする。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により給付金の支給を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、市長が不適當と認めたとき。

（支給申請等の委任）

第 9 条 第 2 条に規定する支給対象者は、給付金の支給申請及び受領に関する手続事務を委任状の提出により、市長が認める者に委任することができる。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限りでその効力を失う。ただし、同日までに第 5 条の規定により支給決定された給付金については、この要綱の規定は、同日後もなおその効力を有する。

年 月 日

大洲市長 様

(申請者) 住 所 _____
(法 人 名)
氏 名 _____
連 絡 先 () _____

大洲市畜産飼料価格高騰対策支援給付金支給申請書

大洲市畜産飼料価格高騰対策支援給付金の支給を受けたいので、大洲市畜産飼料価格高騰対策支援給付金支給要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

※ 各項目の太線枠部分は、必ずご記入ください。

1 支給申請額及び振込先（※支給決定額欄には記入しないでください。）

支給申請額	円	支給決定額	円
-------	---	-------	---

振込先口座	金融機関名	銀行・金庫・農協
	支 店 名	支店 ・ 店 ・ 支所
	預 金 種 別	普通 ・ 当座
	口 座 番 号	
	フリガナ	
	口座名義人	

※ この申請書は、大洲市において支給決定をした後、給付金の請求書として取り扱います。

2 誓約・同意（誓約及び同意がない場合は、給付が受けられません。）

以下の該当項目全てに誓約及び同意します。（誓約及び同意時は、必ず☒チェック）

（１）次の対象要件の全てに該当します。

- ☐ 配合飼料価格安定制度に加入している。
- ☐ 大洲市内に家畜の飼養施設がある。
- ☐ 納期の到来した市税（国民健康保険税を含む。）に滞納がない。

（２）大洲市長が税務申告に関する情報その他支給決定に必要な書類等の閲覧及び調査を行います。

- ☐ 同意する。

3 添付資料

項 目	添 付 資 料
共 通	☐ 令和６年度分の配合飼料価格安定制度の契約口数が分かる契約書等の写し
本社が大洲市外に所在し、飼養施設が大洲市内に所在する場合	☐ 大洲市内の飼養施設分の配合飼料価格安定制度の契約口数が分かる契約書等の写し ☐ 令和６年度の大洲市内の飼養施設での飼養頭(羽)数が分かる事業計画書等の資料 ※ どちらかにチェックを入れること。

大洲市指令第 号
年 月 日

様

大洲市長



大洲市畜産飼料価格高騰対策支援給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大洲市畜産飼料価格高騰対策支援給付金について、大洲市畜産飼料価格高騰対策支援給付金支給要綱第 5 条第 1 項の規定により、金
円の支給を決定しましたので通知します。

支給条件

次の事項のいずれかに該当した場合は、給付金の支給決定を取り消すことがあります。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により給付金の支給を受けたとき。
- (2) 大洲市畜産飼料価格高騰対策支援給付金支給要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

様式第3号 (第5条関係)

大洲市指令第 号
年 月 日

様

大洲市長



大洲市畜産飼料価格高騰対策支援給付金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大洲市畜産飼料価格高騰対策支援給付金について、大洲市畜産飼料価格高騰対策支援給付金支給要綱第5条第2項の規定により、下記の理由により支給しないこととしましたので通知します。

記

不支給理由 _____

様式第4号（第8条関係）

大洲市指令第 号
年 月 日

様

大洲市長



大洲市畜産飼料価格高騰対策支援給付金支給決定取消通知書

年 月 日付け大洲市指令第 号で支給決定しました大洲市畜産飼料価格高騰対策支援給付金については、下記の理由により支給決定を取り消しましたので、大洲市畜産飼料価格高騰対策支援給付金支給要綱第8条の規定により通知します。

記

1 取消決定額 金 円

2 取消理由

様式第5号 (第8条関係)

大洲市指令第 号
年 月 日

様

大洲市長



大洲市畜産飼料価格高騰対策支援給付金返還請求書

年 月 日付け大洲市指令第 号で支給決定を取り消しました大洲市畜産飼料価格高騰対策支援給付金については、下記により返還してください。

記

1 返 還 額 金 円

2 返還期限 年 月 日

3 返還方法